

SSTK

さくら草だより



令和6年度4月より、
ふたば班に仲間入りした
松浦さんの入所式がありました。
さくら草特支の先輩から
激励をいただきました！！



第 66 号

もくじ

- 1: デイセンターさくら草
新しい仲間のご紹介
- 2: クローバーハウスの1日の過ごし方
- 3: てんハウスぐりんの1日の過ごし方
- 4: 2024年度事業計画



クローバーハウスはどんなふうに通じてるの？

6:00 起床

ごはんを食べて歯磨き・着替えをして
お出かけ準備



8:30 通所施設やお出かけへGO!



15:30

帰宅してリハビリや趣味の時間を過ごします

16:00

1日の汗を流してみんなでワイワイご飯タイム



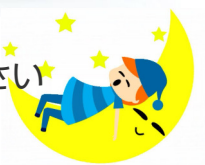
19:00

食後はテレビを見たりのゆったりタイム～



21:00

明日は何をしようかな～おやすみなさい



季節ごとのイベントや誕生日会なども楽しんでいきます！



クリスマス会は毎年恒例でみんなの大好きな
ショートケーキをホールで用意しています
クリスマスソングを流しながら
美味しくいただきます



クローバーハウスの誕生日会は
誕生日を迎えた方の食べたい物、好きなケーキを用意し、
利用者さんとその日の担当のスタッフでバースデーソング
を歌って始まります



てんハウスぐりんはどんなふうに通所してるの？

6:00 起床
バイタルを測ってから朝食・着替えをして
お出かけ準備



8:30 通所施設やお出かけへGO！
ご家族と過ごされる方(週末が多い)
や施設内でお昼寝や映画鑑賞する方
などそれぞれで過ごします



15:30
帰宅後はバイタルを測り、
入浴する方やテレビを見る方などで別れて
みんなで過ごします



17:00
今日はどんなことしたの？なんて話しながら
みんなでご飯タイム！



19:00
食後はマットでゆったりしながら
テレビ鑑賞～



21:00
明日は何をしようかな～おやすみなさい



季節ごとのイベントや誕生日会なども楽しんでいます！

HALLOWEEN



季節ごとのイベントも盛りだくさん！
ハロウィンやお誕生日会はおいしいご飯やケーキなどを食べて楽しんでいます！



— 2024年度 事業計画 —

令和6年度は、障害福祉サービス等の報酬改定による対応ならびにウイズコロナのなかで平常の活動に戻していくことに注力する。また元旦早々、能登半島地震に見舞われ、事業継続計画の必要性を強く意識させられた。

障害者総合福祉法の報酬改定の見直しに伴う動きは、地域移行への促進、医療的ケア・強度行動障がい者を有する重度障がい者対応にインセンティブを与える報酬改定となっている。また個別支援会議等に障がい者本人の参加、意向を確認するなど「意思決定支援」の推進も求められている。

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた「地域生活支援拠点等」は、他事業所と連携を深める支援体制づくりとして動きだしている。そこで親亡き後の福祉サービスの判断および利用契約のあり方が課題になる。人生を最期まで見守り続けるために「法人後見制度」の検討を進めている。

福祉業界における人材確保は年々厳しさを増してきた。福祉従事者の働く意識も変ってきた。その状況下で人材確保と定着、そして育成に組織的に取り組んでいく必要がある。前年度職員に行った人材定着アンケートの意識調査をもとに、働きやすい職場環境を職員と共に整えていきたい。対面での新任職員研修を再開している。今年度は中堅職員研修および障害特性等専門性を高める研修を全職員ができる仕組みを導入する。

「どんなに重い障がいがあっても自分らしい地域生活を送れるように支援します」の理念のもと無認可時代から40年近く支援体制を拡充し理念の具現化に努めてきた。

未だウイズコロナではあるが、漸く諸活動を活性化していけるようになった。令和6年度は、さらなる福祉の充実に向けて取り組んでいきたい。

【2023年度決算報告】

サービス活動収益 1,011,063千円（前期比101.3%）
サービス活動費用 981,500千円（前期比102.6%）
サービス活動増減差額 29,563千円（前期比71.6%）
収支差率（2.9%）、人件費率（75.7%）

新型コロナウイルス感染症の流行4年目、感染症類型が5類になったものの影響は続いた。欠席者がありコロナ関連助成金が無くなり、収益が落ちた。年度後半から施設祭りを行う等平常の活動に戻ってきた。利用者増適正な人件費比率に向けた取り組みなど健全運営に努める必要がある

（理事長 山本 宏）

「合理的配慮の提供」の義務化（令和6年4月1日施行）

障がいのある方から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思表示がされた場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること

例えば、店の玄関にスロープを置く。テーブルの椅子を取り除き車いすのまま着席できるようにする。

難聴者のために筆談をする。読み書き障がいの方にタブレット・スマホ・カメラを使用してもらうなど。

編集人
社会福祉法人さくら草
さいたま市南区太田窪3501-2

発行人
埼玉県障害者団体定期刊行物協会
川口市芝新町15-9 アルテール藤野1階
頒 価 50円